

重大事態発生時の対応



学校

※重大事態の意味
①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い
②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
●児童生徒、保護者からいじめられて重大事態に至った旨の申立があった場合は、重大事態が発生したものとみなす

教育委員会
☆ 認知後の発生報告
☆ 調査の主体を判断する

市長への発生報告

県教育委員会への発生報告

●以下の場合は、学校設置者（教育委員会）で調査
・事案の経過、特性、訴え等から学校主体の調査では十分な結果が得られないと設置者が判断する場合
・学校の教育活動に支障が生ずるおそれがある場合

事実確認の調査(法28)
調査組織 (第三者も構成員)

学校

情報提供

保護者
児童生徒

教育委員会
杵築市学校問題解決支援会議等

調査結果の報告

情報提供

調査結果の報告

教育委員会

情報提供

保護者
児童生徒

調査結果の報告
※希望に応じ所見を添付

市長

調査結果の報告
※希望に応じ所見を添付

●再調査の必要性(法30、31)
調査組織(市長の下に設置)
弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉専門家等

再調査結果の報告

議会

調査結果の報告

市長

当該重大事態と同種事態の発生の防止